

## 第12章 国際関係業務

### 第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。我が国が署名・締結した独占禁止協力協定は、第1表のとおりである。

また、公正取引委員会は、競争当局間の協力・連携の強化に向けて、競争当局間の協力に関する覚書等を締結しており、令和6年度も外国の競争当局との覚書の署名に向けた交渉を行った。

第1表 我が国が署名・締結した独占禁止協力協定

| 協定名            | 状況                       |
|----------------|--------------------------|
| 日米独占禁止協力協定     | 平成11年10月署名<br>平成11年10月発効 |
| 日欧州共同体独占禁止協力協定 | 平成15年7月署名<br>平成15年8月発効   |
| 日加独占禁止協力協定     | 平成17年9月署名<br>平成17年10月発効  |

### 第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和6年度において、第2表のとおり競争当局間協議を行った。

第2表 令和6年度における競争当局間協議の開催状況

| 相手当局                      | 期日及び場所                   | 公正取引委員会の<br>主な出席者 |
|---------------------------|--------------------------|-------------------|
| 米国司法省<br>米国連邦取引委員会        | 令和6年9月10日 米国・ワシントンD.C.   | 委員                |
| 中国国家市場監督管理総局              | 令和6年9月26日～27日 東京         | 官房審議官             |
| 韓国公正取引委員会                 | 令和6年11月21日 東京            | 委員長               |
| インドネシア事業競争監視委員会           | 令和6年12月17日、19日～20日 東京、大阪 | 官房審議官             |
| 中国国家市場監督管理総局<br>韓国公正取引委員会 | 令和7年3月20日～21日 中国・杭州      | 官房審議官             |

### 第3 経済連携協定等への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和6年度においては、インド太平洋経済枠組み（I P E F）、日・バングラデシュ経済連携協定、日・GCC経済連携協定及び日・U A E経済連携協定の締結交渉等に参加した。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第3表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

**第3表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの**

| 協定名              | 状況                              |
|------------------|---------------------------------|
| 日・シンガポール経済連携協定   | 平成14年1月署名<br>平成14年11月発効（注1）     |
| 日・メキシコ経済連携協定     | 平成16年9月署名<br>平成17年4月発効          |
| 日・マレーシア経済連携協定    | 平成17年12月署名<br>平成18年7月発効         |
| 日・フィリピン経済連携協定    | 平成18年9月署名<br>平成20年12月発効         |
| 日・チリ経済連携協定       | 平成19年3月署名<br>平成19年9月発効          |
| 日・タイ経済連携協定       | 平成19年4月署名<br>平成19年11月発効         |
| 日・インドネシア経済連携協定   | 平成19年8月署名<br>平成20年7月発効          |
| 日・ASEAN包括的経済連携協定 | 平成20年4月署名（注2）<br>平成20年12月発効（注3） |
| 日・ベトナム経済連携協定     | 平成20年12月署名<br>平成21年10月発効        |
| 日・スイス経済連携協定      | 平成21年2月署名<br>平成21年9月発効          |
| 日・インド包括的経済連携協定   | 平成23年2月署名<br>平成23年8月発効          |
| 日・ペルー経済連携協定      | 平成23年5月署名<br>平成24年3月発効          |

| 協定名                                   | 状況                                        |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 日・オーストラリア経済連携協定                       | 平成 26 年 7 月署名<br>平成 27 年 1 月発効            |
| 日・モンゴル経済連携協定                          | 平成 27 年 2 月署名<br>平成 28 年 6 月発効            |
| 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP 協定） | 平成 30 年 3 月署名（注 4）<br>平成 30 年 12 月発効（注 5） |
| 日・EU 経済連携協定                           | 平成 30 年 7 月署名<br>平成 31 年 2 月発効            |
| 日・英包括的経済連携協定                          | 令和 2 年 10 月署名<br>令和 3 年 1 月発効             |
| 地域的な包括的経済連携協定（RCEP 協定）                | 令和 2 年 11 月署名（注 6）<br>令和 4 年 1 月発効（注 7）   |

（注 1）平成 19 年 3 月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年 9 月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注 2）平成 20 年 4 月に我が国及び全 ASEAN 加盟国の署名が完了した。

（注 3）平成 20 年 12 月に、我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーについて発効した。その後、平成 21 年 1 月にブルネイ、同年 2 月にマレーシア、同年 6 月にタイ、同年 12 月にカンボジア、平成 22 年 3 月にインドネシア、同年 7 月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

（注 4）平成 30 年 3 月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムにより署名された。その後、令和 5 年 7 月に、英国の加入に関する議定書が署名された。

（注 5）平成 30 年 12 月に、我が国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド及びシンガポールについて発効した。その後、令和元年 1 月にベトナム、令和 3 年 9 月にペルー、令和 4 年 11 月にマレーシア、令和 5 年 2 月にチリ、同年 7 月にブルネイについてそれぞれ発効した。その後、令和 6 年 12 月に、英国の加入に関する議定書が、我が国、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシアブルネイ及びオーストラリアについて発効した。

（注 6）令和 2 年 11 月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにより署名された。

（注 7）令和 4 年 1 月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて発効した。その後、令和 4 年 2 月に韓国、同年 3 月にマレーシア、令和 5 年 1 月にインドネシア、同年 6 月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

## 第 4 多国間関係

### 1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

#### (1) ICN の概要

ICN は、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成 13 年 10 月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和 6 年度末現在、136 か国・地域から 149 の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）も ICN に参加している。

ICN は、主要な 21 の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）

により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

また、公正取引委員会委員は、令和5年6月から、ICNとOECD競争委員会の活動内容の調整役を務めており、ICN及びOECD競争委員会の会合に出席し、相互の活動内容を報告・共有するなどにより、両者の活動内容の重複を防ぐ役割を果たしている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、令和5年10月からはアドボカシー作業部会の共同議長代行を、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第23回年次総会は、令和6年5月にブラジル・コスタドサウイペにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

令和6年度における主な会議の開催状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和6年度におけるICNの主な会議の開催状況

| 会議              | 期日             | 場所                |
|-----------------|----------------|-------------------|
| 第23回年次総会        | 令和6年5月15日～17日  | ブラジル・コスタドサウイペ     |
| サステナビリティワークショップ | 令和6年7月2日～3日    | ウェブ会議（フランス競争当局主催） |
| カルテルワークショップ     | 令和6年10月2日～4日   | メキシコ・メキシコシティ      |
| 企業結合ワークショップ     | 令和6年11月13日～15日 | 台湾・台北             |
| 単独行為ワークショップ     | 令和7年3月12日～14日  | ブラジル・リオデジャネイロ     |

## (2) 各作業部会の活動状況

令和6年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

### ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、カルテルに対する法執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、「事件発掘と制裁のツールキット」に係るプロジェクトに基づくオンラインセミナーが開催され、事務総局の職員が参加した。

また、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」の運用を行った。

### イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置さ

れた作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、「企業結合審査に関して推奨される慣行」のうち、「単独行動」、「反実仮想」、「市場画定」及び「法的枠組」の章の作成作業が行われ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。

また、令和6年11月、企業結合ワークショップが台湾・台北において開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

## ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、公正取引委員会が令和3年度に主導した「デジタル市場における競争制限のメカニズム及び是正措置の設計」プロジェクトのフォローアッププロジェクトが行われ、当委員会は追加調査に回答を提出した。また、ICN単独行為ワークブックの排他的取引章の改訂作業に当たり意見を提出した。

また、令和7年3月、単独行為ワークショップがブラジル・リオデジャネイロにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

## エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。公正取引委員会は、令和5年10月以降、同作業部会の共同議長代行を、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

令和6年度、同作業部会においては、公正取引委員会が主導する「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」に係る各加盟競争当局を対象にしたサーベイ調査が行われるとともに、当委員会が中心となって当該プロジェクトの報告書の取りまとめを進めた。

また、第23回年次総会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2024年アドボカシーコンテストも開催された。

## オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、「執行に係る国際協力の有効化」や「協調的行動による競争の実質的制限」の定量的分析」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。

## 2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合

に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和6年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第5表参照）であり、公正取引委員会からは、委員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

**第5表 令和6年度における競争委員会の開催状況**

| 期日            | 会議                                                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年6月10日～14日 | 第143回本会合、第77回第2作業部会（競争と規制）、第139回第3作業部会（協力と執行）                                           |
| 令和6年12月2日～6日  | 第144回本会合、第78回第2作業部会（競争と規制）、第140回第3作業部会（協力と執行）、第23回競争に関するグローバルフォーラム、第9回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合 |

（注）前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

(2) 令和6年6月の第143回本会合においては、①「競争促進的な産業政策」、②「競争とプライバシー」、③「人工知能、データ及び競争」等が議題とされた。また、同年12月の第144回本会合においては、①「競争法事案における立証の水準及び負担」、②「競争と民主制」等が議題とされた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和6年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和6年6月の会合において、「専門サービスにおける競争と規制」等が議題とされた。また、同年12月の会合においては、「ケア産業における競争と規制」等が議題とされた。

イ 第3作業部会では、令和6年6月の会合において、「独占行為、障壁構築及び地位固定化」等が議題とされた。また、同年12月の会合においては、「反トラストにおける構造推定の利用」等が議題とされた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラム（令和6年12月）においては、①「競争と不平等」、②「国際的企業結合」、③「フードサプライチェーンにおける競争」等が議題とされた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合（令和6年12月）においては、「アドボカシー及び経済における国家の役割」に関する議論等が行われた。

### 3 G7競争サミット

令和6年3月のG7産業・技術・デジタル大臣会合の閣僚宣言において、G7の競争当局や政策立案部局間でAIやデジタル市場の競争に関する更なる議論を促すこと、イタリアでのG7競争サミットの開催を支持することなどが合意されたことを受けて、イタリア



競争・市場保護委員会は、イタリア・ローマにおいて、令和6年10月に、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席するG7競争サミットを開催した。

同サミットに公正取引委員会委員長が出席し、デジタルとAI市場に関する様々な競争上の課題について、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等と議論を行った結果、成果文書として、「デジタル競争共同宣言」が採択された。当該共同宣言では、①AIによるイノベーションの創出、②AIに関する競争上の懸念、③競争とイノベーション促進のための主導原則、④競争当局等の役割（厳正な法執行、国際協力の強化等）等についての考え方が示されている。

（詳細については令和6年10月7日報道発表資料「G7競争サミットの開催結果について」を参照のこと。）

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241007\\_G7\\_result.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241007_G7_result.html)



#### 4 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域等における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、法曹界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和6年度においては、公正取引委員会は、令和6年7月にマレーシア・クアラルンプールにおいて同国の競争当局等との共催により、第19回東アジア競争政策トップ会合及び第16回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

#### 5 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易・投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、競争政策・競争法グループ（CPLG）が設置されている。公正取引委員会は、平成28年1月からCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和6年度においては、「フォーマルかつグローバルエコノミーへの移行を促進するリ

マ・ロードマップ」やAPEC-CPLGの評価書が取りまとめられ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。

## 6 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADにおいては、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的として採択された「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）に基づき、そのような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、競争法・政策に関する政府間専門家会合が設置されている。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和6年度においては、令和6年7月にスイス・ジュネーブにおいて第22回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、事務総局官房審議官が同会合にスピーカーとして参加した。

## 第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制の見直しや法執行の強化の動きが見られ、これらの国に対する技術支援の必要性は依然として高い。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これらの国の競争当局等に対し、事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、当委員会は、平成28年9月から日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した技術支援プロジェクトも実施している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

### 1 JICAの枠組みによる技術支援

#### (1) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から、事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和6年5月、同年9月及び令和7年3月に、タイ・バンコクにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

#### (2) マレーシアに対する技術支援

公正取引委員会は、令和4年11月から令和6年10月まで、事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、令和6年9月、マレーシア・クアラルンプールにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。



### (3) フィジーに対する技術支援

公正取引委員会は、令和6年5月、フィジー・スバにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。また、当委員会は、令和7年1月、フィジーの競争当局の職員7名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

### (4) 課題別研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和6年度においては、開発途上国6か国から6名の参加を得て、令和6年10月に東京及び近畿地区において実施した。

### (5) その他の開発途上国に対する技術支援

令和7年2月、ウズベキスタンの汚職対策庁の職員等向け訪日研修において、事務総局の職員が入札談合等関与行為防止法等について説明を行った。また、公正取引委員会は、令和7年3月、スリランカ・コロンボにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

## 2 J A I Fを活用した技術支援

公正取引委員会は、令和5年4月に開始したJ A I Fを活用した技術支援プロジェクト（第3期）を支援してきたところ、令和6年度においては、令和7年1月に開催されたオンラインワークショップに事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

## 3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域の開発途上国に対する技術支援として、令和6年4月、5月及び10月並びに令和7年3月、OECD韓国政策センターが主催する競争法・政策に関するセミナーに官房審議官等の事務総局の職員を派遣した。

## 第6 海外調査

---

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和6年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

## 第7 海外への情報発信

---

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和6年度においては、前年度に引

き続き、英語版報道発表資料等の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員や官房審議官等の事務総局の職員を派遣するなどの活動を、第6表のとおり行った。

**第6表 令和6年度における諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催する主要なセミナー等への派遣状況**

| 期日             | 場所             | 会議                                                            | 出席者     |
|----------------|----------------|---------------------------------------------------------------|---------|
| 令和6年4月10日～12日  | 米国・ワシントン D. C. | A B A 反トラスト法部会春季会合                                            | 委員      |
| 令和6年6月24日～26日  | スペイン・バルセロナ     | A B A / I B A 共催国際カルテルワークショップ                                 | 事務総局の職員 |
| 令和6年6月25日～26日  | 台湾・台北          | Taiwan International Conference on Competition Policy and Law | 事務総局の職員 |
| 令和6年7月5日～7日    | ギリシャ・クレタ島      | CRESSE 2024 Conference                                        | 委員      |
| 令和6年7月15日～16日  | タイ・バンコク        | TCCT Competition Policy Symposium                             | 事務総局の職員 |
| 令和6年8月27日～28日  | シンガポール         | G C R Live Law Leaders Asia-Pacific 2024                      | 事務総局の職員 |
| 令和6年9月10日～11日  | 中国・武漢          | 中国競争政策フォーラム                                                   | 官房審議官   |
| 令和6年9月11日～13日  | 米国・ニューヨーク      | フォーダム競争法研究所競争当局トップ研究集会                                        | 委員      |
| 令和6年11月7日      | 香港             | Antitrust in Asia                                             | 委員      |
| 令和6年12月12日     | 韓国・ソウル         | A B A 反トラスト法部会グローバル・セミナー・シリーズ                                 | 委員      |
| 令和6年12月13日～15日 | 韓国・ソウル         | Asia-Pacific Industrial Organization Conference 2024          | 委員      |
| 令和7年1月17日      | フランス・パリ        | Substance Over Slogans                                        | 委員      |
| 令和7年2月5日～6日    | フィリピン・マニラ      | 2025 Manila Forum on Competition in Developing Countries      | 事務総局の職員 |
| 令和7年2月25日～26日  | 香港             | Hong Kong Competition Exchange 2025                           | 委員      |